

5 泡原液消火薬剤及びメガフォーム用洗浄剤廃棄業務委託（警防課）仕様書

1 総則

この仕様書は、鹿島地方事務組合消防本部（以下「当本部」という。）が所有する泡原液消火薬剤及びメガフォーム用洗浄剤（以下「泡原液等」という。）の廃棄について定めるものとする。

2 品名

- （1）スーパーフォーム（泡原液消火薬剤）
- （2）メガフォーム用洗浄剤

3 契約期間

契約締結日翌日から令和6年3月11日まで

4 廃棄泡原液等回収場所及び予定数量等

	廃棄泡原液等回収場所	予 定 数 量	荷 姿
1	神栖市溝口4991番地5 神栖消防署	スーパーフォーム 60ℓ	200ℓポリ缶 3缶
		メガフォーム用洗浄剤 800ℓ	200ℓドラム缶 4缶
2	神栖市東深芝13番地 鹿島港消防署	メガフォーム用洗浄剤 400ℓ	200ℓドラム缶 2缶
3	神栖市波崎6611番地 波崎消防署	スーパーフォーム 40ℓ	200ℓポリ缶 2缶
4	神栖市土合本町二丁目9928番地12 波崎消防署土合分署	スーパーフォーム 40ℓ	200ℓポリ缶 2缶
		メガフォーム用洗浄剤 400ℓ	200ℓドラム缶 2缶

5 作業時の留意事項

- （1）作業にかかる資機材等は、受注者において準備すること。
- （2）作業にかかる水道、電気は当本部において負担するものとする。
- （3）メガフォーム用洗浄剤200ℓドラム缶については、ドラム缶の腐食により、積み込みの際、底が抜ける等の可能性があるため、洗浄剤を先に抜いてドラム缶を回収する等の措置を講じること。

6 廃材処分

泡原液等の廃棄に使用した資機材は、受注者が持ち帰り関係法令に従い適切に処分すること。

7 提出書類

下記（1）は契約締結後、（2）は作業終了後速やかに警防課に提出すること。

- （1）作業工程表
- （2）作業報告書
- （3）その他本部が指示するもの

8 業務に関する注意事項

- （1）受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守すること。
- （2）受注者は契約締結後、当本部が指定する日時に打ち合わせを行うものとする。
- （3）作業期間中は、消防車両等の出動や来庁者に支障がない措置を講じたうえで作業すること。
- （4）本書に定める事項に疑義が生じた場合、または本書に定めのない事項で必要がある場合は、当本部と協議を行うものとする。
- （5）受注者は、本業務の実施にあたり、関係官公署、その他の関係機関への必要な手続きが必要な場合は遅滞なく行うものとし、その内容を当本部に報告すること。また、その費用は、受注者が負担するものとする。
- （6）受注者は、法令違反又は過失により、当本部又は第三者に損害が発生した場合は、その損害を賠償するものとする。